

衆憲資第 71 号

各国の国民投票に関する 調査結果の概要(未定稿)

平成 17 年 10 月
衆議院憲法調査特別委員会
及び憲法調査会事務局

この資料は、平成 17 年 10 月 27 日(木)の衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会において、「日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する件」について調査を行うに当たって、委員の便宜に供するため、委員長の指示に基づいて、衆議院法制局から同局作成の各国の国民投票に関する調査に係る資料を入手し、衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局において発行するものです。

本資料は、平成 16 年 8 月から 9 月にかけて実施した在外日本国大使館に対するアンケート調査の回答をベースとして、一部、その後の在日外国大使館に対する聞き取り調査等の結果をもあわせて、集計・整理したものです。

したがって、回答漏れや不明確な部分については、文献等による独自調査の結果により補充している箇所も一部ありますが、全体にわたって検証を行ったものではない点をご留意下さい。

(衆議院法制局)

目次

調査方法	1
<u>1 国民投票の期日</u>	
1.1 改正案の発議から国民投票実施までの期間	3
1.2 国政選挙と国民投票の同時実施	3
<u>2 投票権者</u>	4
<u>3 投票の方式</u>	
3.1 投票用紙の様式・記入方法	5
3.2 憲法改正案等の投票用紙への記載	5
3.3 改正事項が複数にわたる場合の投票方法	6
3.4 発議の形式	6
<u>4 承認要件</u>	
4.1 承認要件	7
4.2 最低投票率	7
<u>5 投票に対する異議申立・訴訟等の争訟手続</u>	
5.1 争訟手続の有無	8
5.2 申立の要件	8
5.2.1 申立主体	8
5.2.2 申立期間	8
5.3 争訟処理機関	9
5.4 争訟処理期間の制限	9
5.5 国民投票の結果確定時期	9
5.6 無効要件	10

6 憲法改正案・国民投票実施の周知方法	11
---------------------	----

7 国民投票運動規制

7.1 定義

7.1.1 国民投票運動の定義	12
-----------------	----

7.1.2 国民投票運動と一般の政治活動との切り分け	12
----------------------------	----

7.2 国民投票運動の期間	13
---------------	----

7.3 国民投票運動の主体	14
---------------	----

7.3.1 運動主体の規制	14
---------------	----

7.3.2 マスコミが主体となる投票運動に関する規制	15
----------------------------	----

7.3.3 議会による広報活動	15
-----------------	----

7.4 国民投票運動の方法	16
---------------	----

7.4.1 ビラの配布・ポスターの掲示	16
---------------------	----

7.4.2 集会・演説会の開催	17
-----------------	----

7.4.3 テレビ・ラジオを用いた投票運動	18
-----------------------	----

7.4.4 新聞・雑誌を用いた投票運動	19
---------------------	----

7.4.5 世論調査の実施	19
---------------	----

7.4.6 投票所周辺での運動規制	20
-------------------	----

7.4.7 戸別訪問	20
------------	----

7.5 政治活動規制との関係	21
----------------	----

7.6 選挙と国民投票が同時に実施された場合の規制	21
---------------------------	----

調査方法

調査方法

在外日本大使館を通じた調査

* 調査対象国（回答があった国）

アジア	14ヶ国
北米	2ヶ国
中南米	19ヶ国
ヨーロッパ	31ヶ国
オセアニア	7ヶ国
中東	12ヶ国
アフリカ	16ヶ国
計	101ヶ国

上記 101ヶ国のうち、憲法改正の際に国民投票が行われる国は以下の通り 51ヶ国である。

アジア	韓国、シンガポール、スリランカ、東ティモール、モンゴル 5ヶ国
北米	なし
中南米	ウルグアイ、エクアドル、キューバ、グアテマラ、コロンビア、 ジャマイカ、チリ、パナマ、パラグアイ、ベネズエラ、ペルー、 11ヶ国
ヨーロッパ	アイルランド、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、オース トリア、カザフスタン、スイス、スペイン、デンマーク、フラン ス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルーマニ ア、ルクセンブルク、ロシア 17ヶ国
オセアニア	オーストラリア、パラオ、マーシャル、ミクロネシア 4ヶ国
中東	イエメン、イスラエル、カタール、トルコ 4ヶ国
アフリカ	アルジェリア、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ギニア、ザン ビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、モロッコ 10ヶ国
計	51ヶ国

51ヶ国のうち、35ヶ国から詳細な回答を得、24ヶ国から投票用紙の実物を得た。

在日各国大使館を通じた調査

* 調査対象国（憲法改正の際に国民投票が行われる国）

アジア	韓国、シンガポール、スリランカ、台湾、バングラデシュ、フィリピン、モンゴル 7ヶ国
北米	なし
中南米	エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ベネズエラ 5ヶ国
ヨーロッパ	アイルランド、イタリア、ウクライナ、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、デンマーク、フランス、ベラルーシ、ルーマニア、ロシア 13ヶ国
オセアニア	オーストラリア 1ヶ国
中東	トルコ 1ヶ国
アフリカ	アルジェリア、スーダン、モザンビーク、モロッコ 4ヶ国

以上 31 ヶ国のうち、13 ヶ国の在日大使館から回答を得た。

補充調査

* その他、以下の国につき、文献や各国憲法・国民投票法を参照し補充的に調査を行った。

（アイルランド、アルバニア、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、スイス、スーダン、スペイン、スロバキア、デンマーク、トルコ、フィリピン、フランス、ベラルーシ、ロシア）
16ヶ国

1 国民投票の期日

1 国民投票の期日

1.1 改正案の発議から国民投票実施までの期間(有効回答数 26ヶ国)

期間の定めについては、定め方が各国様々(日以後 日以内、 日以後、 日以内)であるが、全般的には、発議後30日～90日程度が多いようである。期間が短い例としては、韓国(30日以内)がある。

1.2 国政選挙と国民投票の同時実施(有効回答数 25ヶ国)

明示的には禁止していない国	アイルランド、イタリア、エジプト、エクアドル、エストニア、オーストラリア、韓国 ⁽¹⁾ 、キューバ、グアテマラ、ザンビア、トルコ、フランス、ベラルーシ ⁽²⁾ 、ポーランド 合計14ヶ国
明示的に禁止している国	アルバニア、コロンビア、ジンバブエ、スイス ⁽³⁾ 、スペイン、パラグアイ、ロシア 合計7ヶ国
同時実施を義務づけている国	ウルグアイ ⁽⁴⁾ 、パラオ、モンゴル ⁽⁵⁾ 、ラトビア ⁽⁶⁾ 合計4ヶ国

(1) 国民投票と公職選挙が同時に実施されれば選挙に影響を及ぼす可能性があるため、実際には同時実施をしていない

(2) 04年10月17日の下院選挙と同時に憲法改正国民投票が実施される予定である。

(3) 憲法改正に限らず通常の立法においても国民投票が多用されることから、連邦レベルの国民投票は春夏秋冬の年4回実施されており、憲法改正国民投票もこの期日に実施されることとなる。4年に1度行われる国民議会選挙の実施年には秋の国民投票を行わないこととされているため、国政選挙と国民投票が同時に行われることはない。

(4) 憲法改正国民投票が実施される場合のうち、一定の場合(国民の発議による場合等)には、国政選挙と同時に実施されることが、憲法で義務づけられている。

(5) 同時に行うことを原則としており、国会が特別な事情を認めた場合のみ、国民投票を独立して行うことができる。

(6) 努力義務とされている。

2 投票権者(有効回答数 36ヶ国)

国政選挙の選挙権者と同じ国	アイルランド、アルバニア、イエメン、イタリア、ウガンダ、エジプト、エクアドル、オーストラリア、カザフスタン、韓国、キューバ、グアテマラ、コロンビア、ザンビア、ジンバブエ、スイス、スーダン、スペイン、スリランカ、セルビア、デンマーク、トルコ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィリピン、フランス、ベラルーシ、ペルー、ポーランド、マーシャル、モロッコ、ラトビア、リトアニア、ロシア 合計 35ヶ国
国政選挙の選挙権者と異なる国	ウルグアイ ⁽¹⁾ 合計 1ヶ国

(1) 国内に15年以上居住している外国人で選挙裁判所の投票許可証を取得した者は、国政選挙の選挙権を付与されるが、国民投票の投票権は付与されない。

3 投票の方式

3 投票の方式

3.1 投票用紙の様式・記入方法(有効回答数 34ヶ国)

賛成欄・反対欄にチェック・丸印等を記入	アイルランド、イエメン、イタリア、オーストリア、エジプト、エクアドル、エストニア、カザフスタン、カタール、韓国、キューバ、グアテマラ、ザンビア、ジンバブエ、スペイン、スリランカ、デンマーク、パナマ、パラオ、ベラルーシ、ペルー、ポーランド、マーシャル、リトアニア 合計 24 ヶ国
賛成票・反対票から1票を選択して投票	ウルグアイ、スーダン、トルコ、フランス、モロッコ、ロシア 合計 6 ヶ国
「賛成(YES)」又は「反対(NO)」を自書	オーストラリア、スイス、フィリピン 合計 3 ヶ国
その他	ウズベキスタン ⁽¹⁾ 合計 1 ヶ国

(1) 投票用紙に憲法改正の内容について賛意を問う質問文が記載されており、反対の場合は当該質問文を線で消して投票、賛成の場合はそのまま投票

3.2 憲法改正案等の投票用紙への記載(有効回答数 33ヶ国)

()ベネズエラについては、「改正の内容を記載」・「法律番号・官報番号により改正案を特定」の両方の欄に掲載している(下記(1)参照)ため、下欄の国数の合計(34)は、有効回答国の数(33)と一致しない。

改正条文の記載	コロンビア、パラオ、ミクロネシア 合計 3 ヶ国
改正の内容を記載	イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エストニア、オーストラリア、オーストリア、グアテマラ、スイス、スペイン、スリランカ、ベネズエラ ⁽¹⁾ 、ベラルーシ ⁽²⁾ 、ポーランド、マーシャル、モロッコ 合計 16 ヶ国
法律番号・官報番号により改正案を特定	アイルランド、ウルグアイ、カザフスタン、カタール、キューバ、ザンビア、フィリピン、ベネズエラ ⁽¹⁾ 合計 8 ヶ国
無記載	イエメン、韓国、スーダン、チリ、トルコ、パナマ、フランス 合計 7 ヶ国

(1) 複数事項の改正で、改正の内容を記載したものを、番号のみ記載したものを同時実施。

(2) 中央選管の判断により、改正案を印刷したものを投票所に掲示することもできる

3.3 改正事項が複数にわたる場合の投票方法(有効回答数 31ヶ国)

一括して投票	イエメン、エジプト、オーストリア、カザフスタン、カタール、韓国、キューバ、ザンビア、スーダン、チリ、パナマ、パラオ、フランス ⁽¹⁾ 、ミクロネシア、モロッコ 合計 15ヶ国
1枚の投票用紙で改正事項ごとに投票 ^()	アイルランド、ウズベキスタン、コロンビア ⁽²⁾ 、ベネズエラ、ベラルーシ、ポーランド、マーシャル 合計 7ヶ国
複数の投票用紙で改正事項ごとに投票 ^()	イタリア、ウクライナ、ウルグアイ ⁽³⁾ 、オーストラリア ⁽⁴⁾ 、グアテマラ、スイス、スリランカ ⁽⁵⁾ 合計 7ヶ国
その他	トルコ ⁽⁶⁾ 、パラグアイ ⁽⁷⁾ 合計 2ヶ国

- (1) 憲法改正の発議ごとにデクレが制定されるため、個別に投票に付すよう規定される可能性もある。
- (2) 2003年の国民投票では、当初の政府案は一括投票であったが、憲法裁判所がこれを認めず、個々の改正事項ごとの投票となった。
- (3)・(4) 改正事項ごとに投票用紙の色が異なる。
- (5) 改正事項ごとに投票用紙に異なる色のインクで印刷される。
- (6) 憲法改正法案の最後の条文中に、国民投票に付された場合、一括して投票に付されるのか、事項ごとに付されるのか、いずれの方法をとるかが明記される。
- (7) 選挙裁判所が決定する。選挙裁判所は、選挙に関して、運営・指揮監督・紛争処理を行う機関であり、第一審裁判所、上告裁判所及び高等選挙裁判所が設置されている。なお、普通裁判所である最高裁判所は、高等選挙裁判所の判決を審理する権限を有する。
- () 改正事項ごとに国民投票を行う場合に、論理的に関係のある複数の改正事項のうち一部のみが承認されることによって結果的に整合性を欠いた憲法改正が行われてしまうことのないように、どのようにして整合性を担保しているのかについては、さらに調査が必要である。例えば、スイスでは、個々の改正事項として投票に付すか一括案件とするかは、議会の政治的判断に委ねられているようである。

3.4 発議の形式(憲法改正条文の形で発議するか、要綱等そのまま発議するか)(有効回答数 19ヶ国)()

憲法改正条文	全 19ヶ国
--------	--------

- () 憲法改正案の発議主体は必ずしも議会に限られない。例えば、国民発案制度を導入している国もある。

4 承認要件

4 承認要件

4.1 承認要件(有効回答数 35ヶ国)

有効投票の3分の2以上の賛成	マーシャル 合計1ヶ国
総投票の過半数の賛成	アイルランド、イエメン、ウズベキスタン、ウルグアイ ⁽¹⁾ 、エストニア、オーストラリア ⁽²⁾ 、韓国、スーダン、スイス ⁽³⁾ 、フィリピン、ポーランド、ロシア ⁽⁴⁾ 合計12ヶ国
有効投票の過半数の賛成	イタリア、エクアドル、エジプト、カザフスタン、グアテマラ、コロンビア、スペイン、トルコ、パナマ、パラオ ⁽⁵⁾ 、パラグアイ、フランス、モロッコ 合計13ヶ国
有権者の過半数の賛成	キューバ、ザンビア、セルビア、ベラルーシ、ラトビア 合計5ヶ国
総投票の過半数の賛成かつ有権者の過半数の賛成	ウガンダ 合計1ヶ国
総投票の過半数かつ有権者の40%以上の賛成	デンマーク 合計1ヶ国
有効投票の過半数かつ有権者の30%以上の賛成	ペルー 合計1ヶ国
改正条項に応じて、市民の過半数の賛成、有権者の4分の3以上の賛成、有権者の過半数の賛成、市民の過半数かつ総投票の3分の1以上の賛成、総投票の過半数の賛成	リトアニア 合計1ヶ国

(1) 改正案の提起の方法に応じて、要件に相違がある。

(2)・(3) 総投票の過半数の賛成に加えて、過半数の州で過半数の賛成が必要

(4) 投票に「参加」した有権者の過半数の賛成とされている。これが総投票の過半数を意味するのかわについては、なお調査が必要である。

(5) 有効投票の過半数の賛成に加えて、4分の3以上の州で過半数の賛成が必要

4.2 最低投票率(有効回答数 32ヶ国)

有権者の51%以上の投票	パラグアイ 合計1ヶ国
有権者の50%以上の投票	ウズベキスタン、カザフスタン、韓国、セルビア、ベラルーシ、ポーランド、ロシア 合計7ヶ国
有権者の35%以上の投票	ウルグアイ 合計1ヶ国
有権者の25%以上の投票	コロンビア 合計1ヶ国
なし	アイルランド、イエメン、イタリア、ウガンダ ⁽¹⁾ 、エジプト、エクアドル ⁽²⁾ 、エジプト、オーストラリア ⁽³⁾ 、キューバ、グアテマラ、ザンビア、ジンバブエ、スイス、スーダン、スペイン、トルコ、パナマ、パラオ、フランス、ペルー、マーシャル、モロッコ 合計22ヶ国

(1)・(2)・(3) 義務投票制である。

5 投票に対する異議申立・訴訟等の争訟手続

5.1 争訟手続の有無(有効回答数 34ヶ国)

あり	アイルランド、イエメン、イタリア、ウガンダ、ウルグアイ、エクアドル、エストニア、オーストラリア、カザフスタン、韓国、キューバ、グアテマラ、コロンビア、ザンビア、ジンバブエ、スイス、スペイン、スリランカ、セルビア、トルコ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フランス、ペルー、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ロシア 合計 29ヶ国
なし	エジプト、スーダン、ベラルーシ、マーシャル、モロッコ 合計 5ヶ国

5.2 申立の要件

5.2.1 申立主体(有効回答数 29ヶ国)

国民・投票人	アイルランド ⁽¹⁾ 、イエメン、イタリア、ウガンダ、エクアドル、エストニア、韓国 ⁽²⁾ 、グアテマラ、コロンビア、ザンビア ⁽³⁾ 、ジンバブエ、スイス、スリランカ ⁽⁴⁾ 、セルビア、トルコ ⁽⁵⁾ 、パナマ ⁽⁶⁾ 、パラオ、パラグアイ、フランス、ポーランド、ラトビア、ロシア 合計 22ヶ国
その他	オーストラリア(国、州、選挙管理委員会)、ウルグアイ(政党の代表者、憲法改正案発案者)、カザフスタン(大統領、上院議長、下院議長、議会、首相)、キューバ(警察、地方検察局)、スペイン(一定の政治組織)、ペルー(政党等から派遣された選挙監視団)、リトアニア(中央選管の決定に異議のあるグループ) 合計 7ヶ国

(1)・(3) 国民・投票人に加えて、検事総長も申し立てることができる。

(2) 投票人 10 万人以上の賛成を要件としている。

(4)・(5) 国民・投票人に加えて、政党も申し立てることができる。

(6) 国民・投票人に加えて、選挙検事・政党も申し立てることができる。

5.2.2 申立期間(有効回答数 27ヶ国)

～3日 以内	イエメン、エストニア、スイス、セルビア、トルコ、パナマ、ペルー、リトアニア 合計 8ヶ国
4日～7日 以内	アイルランド、ウルグアイ、グアテマラ、スペイン、ポーランド 合計 5ヶ国
8日～1ヶ月 以内	ウガンダ、韓国、ザンビア、ジンバブエ、スリランカ、パラオ、パラグアイ、ラトビア 合計 8ヶ国
1ヶ月～ 以内	オーストラリア、キューバ 合計 2ヶ国
その他	イタリア(投票結果が官報に掲載されるまでの間)、カザフスタン(規定なし)、ロシア(規定なし)、フランス(憲法院が国民投票結果の宣言の前に処理) 合計 4ヶ国

5 投票に対する異議申立・

訴訟等の争訟手続

5.3 争訟処理機関(有効回答数 26ヶ国)

通常の司法裁判所	アイルランド、イエメン、ウガンダ、オーストラリア、韓国、キューバ、ザンビア、スペイン、スリランカ、パラオ、ポーランド、ロシア 合計 12ヶ国
憲法裁判所等	エストニア(憲法裁判所)、カザフスタン(憲法評議会)、グアテマラ(憲法裁判所)、スイス(連邦参事会)、フランス(憲法院)、リトアニア(最高行政裁判所) 合計 6ヶ国
選挙管理委員会・選挙裁判所等	イタリア(国民投票中央管理室)、ウルグアイ(選挙裁判所)、エクアドル(最高選挙裁判所及びその地方組織)、セルビア(住民投票実施委員会)、トルコ(高等選挙評議会)、パナマ(選挙裁判所)、パラグアイ(選挙裁判所。ただし、最高裁に上訴可)、ペルー(全国選挙管理委員会) 合計 8ヶ国

5.4 争訟処理期間の制限(有効回答数 22ヶ国)

なし	アイルランド、イタリア、エクアドル、エストニア、カザフスタン、韓国 ⁽¹⁾ 、ザンビア、ジンバブエ、スイス、パナマ、パラオ 合計 11ヶ国		
あり	申立てから 48 時間以内	セルビア(住民投票法)、リトアニア ⁽²⁾ (国民投票法)	合計 11ヶ国
	申立てから 3 日以内	フランス、ペルー(選挙法)	
	申立てから 15 日以内	トルコ(選挙基本法)	
	20 日～30 日 ⁽³⁾	パラグアイ(選挙裁判法・民事訴訟法)	
	申立てから 30 日以内	ウガンダ(国民投票法)	
	選挙日から 37 日以内	スペイン(選挙体制に関する組織法)	
	申立てから 45 日以内	グアテマラ(根拠不明)	
	投票結果発表から 60 日以内	ポーランド(国民投票法等)	
6ヶ月以内 ⁽⁴⁾	スリランカ ⁽⁵⁾ (国民投票法)		

(1) 努力義務(国民投票に関する訴訟は、他の訴訟に優先して迅速に裁判しなければならない)がある。

(2)・(5) 争訟処理機関に対する努力義務にとどまる。

(3)・(4) 起算点は不明

期間制限の法的性格については、さらに調査が必要である。

5.5 国民投票の結果確定時期(有効回答数 21ヶ国)

争訟手続終了後に確定	アイルランド、イタリア、ウガンダ、カザフスタン、グアテマラ、スイス、スペイン、セルビア、トルコ、フランス、ペルー、リトアニア 合計 12ヶ国
争訟手続と無関係に確定(無効判決により事後的に無効となる)	ウルグアイ、エクアドル、韓国、ザンビア ⁽¹⁾ 、スリランカ、パナマ、パラオ、ラトビア ⁽²⁾ 、ロシア 合計 9ヶ国

(1) 争訟に関係なく、21日経過後に効力は確定し、それ以降に裁定が出た場合は事後的に無効となる。

(2) 過去に無効とされた例はない。

国民投票の効力が事後的に無効とされた場合に混乱が生じることがないように、どのような仕組みを設けているのかについては、さらに調査が必要である。

5 投票に対する異議申立・
訴訟等の争訟手続

5.6 無効要件(有効回答数 13ヶ国)

憲法違反	カザフスタン	合計1ヶ国
法令違反があり、かつ、国民投票の結果に影響が及んだと認めるとき	韓国、スイス、パナマ	合計3ヶ国
重大な法令違反(妨害・干渉行為・不正行為等)	アイルランド、ウガンダ、エクアドル、ザンビア、スペイン、フランス ⁽¹⁾ 、ベラルーシ ⁽²⁾ 、ペルー	合計8ヶ国
裁判所の判断による	パラオ	合計1ヶ国

(1) 「無効又は必要な措置をとる」こととされており、必ず無効となるわけではない

(2) 全部無効ではなく地理的一部無効となる

6 憲法改正案・国民

投票の周知方法

6 憲法改正案・国民投票実施の周知方法(有効回答数 35ヶ国)

方法	主体	国名
冊子配布	選管	アイルランド、オーストラリア、韓国、グアテマラ、フランス、ポーランド
	政党等	パラオ
	不明・その他	スイス ⁽¹⁾
広場・建物内等で掲示	選管	アイルランド、韓国、グアテマラ
	不明	エジプト、カザフスタン、スリランカ
官報・公報	選管	ウガンダ
	政府	エジプト、スペイン、スリランカ
	不明・その他	エストニア、ザンビア、セルビア ⁽²⁾ 、トルコ、パナマ、モロッコ
新聞広告	選管	アイルランド、イエメン、ウルグアイ、エクアドル、スーダン、ポーランド、マーシャル、リトアニア、ロシア
	政府	キューバ、ベラルーシ
	議会	アルバニア ⁽³⁾
	政党等	ウルグアイ
	不明・その他	カザフスタン、パラグアイ、フィリピン
テレビ・ラジオ・インターネット	選管	アイルランド、イエメン、エクアドル、グアテマラ、スーダン、パナマ、マーシャル、リトアニア、ロシア
	政府	キューバ、ベラルーシ
	政党等	パラオ、スリランカ
	不明	カザフスタン
投票所	選管	ベラルーシ
	不明・その他	エストニア、キューバ、スーダン、フィリピン、ポーランド、ラトビア
説明会・集会	選管	マーシャル
	政党等	パラオ
不明	不明・その他	ウズベキスタン、コロンビア

(1) 小冊子の中で、連邦議会の立場を記載する。(7.3.3 参照)

(2) 議会は、官報を通じた公告、国営放送機関による広報活動を行うことができる。(7.3.3 参照)

(3) 議会議務総長が、国民投票に付される条文案を発行部数上位3位の新聞に掲載する。

7 国民投票運動規制

7.1 定義

7.1.1 国民投票運動の定義（有効回答数 29ヶ国）

法律上の定義 規定あり 合計3ヶ国	韓国	「国民投票の対象となる事項に関し、賛成させ又は反対させる行為」（国民投票の対象となる事項に関する単純な意見の開陳や意思の表示は、国民投票に関する運動に当たらない）
	ポーランド	「国民投票運動は、市民・政党・団体・財団及び他の当該国民投票に関連する者が、自己の見解をしめすことである」
	ロシア	「国民投票の準備・実施期間中に行われる活動で、国民投票実施の発意を支持する又は支持しない、投票する又は投票しない、国民投票に付される問題を支持する又は支持しないよう国民投票運動者に働きかける活動」
定義規定はないが、解釈上の定義がある 合計6ヶ国	ウルグアイ	「憲法改正を要求した主体が国民投票のために行う運動」と公に捉えられている。
	エクアドル	「国民投票に対し、賛成か反対の投票をさせる目的で行う行動」と理解されている。
	グアテマラ	「国政の重要な事項について、賛成あるいは反対の投票をさせる運動」
	スイス	「国民投票において、同案件に対し賛成又は反対の投票をさせる目的をもってする運動」
	フランス	資格付与された政党又は政治団体が、法令の規定に従って行う運動
	ベラルーシ	「国民投票運動の実施に賛成又は反対するための運動及び国民投票にかけられた問題、法案に対し、賛成又は反対の投票をさせる目的をもって行う運動」
なし 合計20ヶ国	アイルランド、イタリア、ウガンダ、ウズベキスタン、カザフスタン、コロンビア、ザンビア、スーダン、スペイン、スリランカ、セルビア、トルコ、パナマ、パラオ、パラグアイ、ハンガリー、ペルー、マーシャル、モロッコ、ラトビア	

7.1.2 国民投票運動と一般の政治活動との切り分け（有効回答数 10ヶ国）

韓国	当該活動が国民投票の対象となる事項に関し賛成させ又は反対させる行動に関係するかどうかによる
グアテマラ	国民投票運動は「一般投票権者を対象とする憲法改正等国政の重要な事項に関する意見表明活動」であり、一般の政治活動は「政党の所属党員を対象とする通常政治活動」である。
ベラルーシ	(明確な区分は規定されていないものの、)「国民投票にかけられる決議案についての広報/宣伝活動」を国民投票運動とし、「通常政党の党員が行う支持拡大活動」を一般の政治活動とする。
イタリア、ウルグアイ、エクアドル、カザフスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー	明確な基準なし

7 国民投票運動規制

7.2 国民投票運動の期間(有効回答数 26ヶ国)

a: 期間制限がない国

エジプト、スイス、スリランカ、マーシャル

合計 4ヶ国

b: 一定期間に限り投票運動を行うことができる国

合計 13ヶ国

投票運動を行うことができる期間		国名
公示日から	投票日前日まで	アイルランド、ウガンダ、韓国
	投票日 24 時間前まで	ポーランド、ペルー ⁽¹⁾
	投票日 36 時間前まで	グアテマラ
	投票日直前の金曜日の深夜 12 時まで	パナマ
投票日前日までの 45 日間		エクアドル
投票日前の 3 ヶ月間		コロンビア
投票日の 7 日前から投票前日の 18:00 まで		トルコ
投票日の 48 時間前から数えて 30 日以内		パラグアイ
国民投票実施のイニシアチブ・グループの登録日から投票日前日の午前 0 時まで		ロシア
10 日を下回らず、20 日を超えない期間行うことができ、投票期日の午前 10 時に終了しなければならない		スペイン

(1) 政治集会・デモの実施は、2 日前から禁止される。

c: 一定期間は投票運動が禁止される国

合計 9ヶ国

投票運動が禁止される期間	国名
投票日当日	ウズベキスタン、エストニア、パラオ、ベラルーシ
投票日当日・前日	イエメン、イタリア、カザフスタン
投票開始前 30 時間及び当日	リトアニア
投票日の 48 時間前から投票時間終了まで	ウルグアイ

7.3 国民投票運動の主体

7.3.1 運動主体の規制（有効回答数 24 ヶ国）

規制がない国 合計 9 ヶ国	選挙運動についても規制なし	アイルランド、ウルグアイ、エジプト、マーシャル 合計 4 ヶ国
	選挙運動については規制あり	グアテマラ(一定の政治団体に限定)、ポーランド(有権者に限定等) 合計 2 ヶ国
	選挙運動については不明	ウガンダ、スイス、リトアニア 合計 3 ヶ国
一定の政党・政治団体に投票運動参加資格を付与している国 合計 5 ヶ国	選挙運動についても同様の規制あり	スペイン、パナマ 合計 2 ヶ国
	選挙運動については同様の規制なし	イタリア、モロッコ 合計 2 ヶ国
	選挙運動については不明	フランス 合計 1 ヶ国
公務員の投票運動が規制されている国 合計 11 ヶ国	選挙運動についても同様の規制あり	韓国、コロンビア、スペイン、トルコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ロシア 合計 8 ヶ国
	選挙運動については同様の規制なし	モロッコ 合計 1 ヶ国
	選挙運動については不明	オーストラリア、フランス 合計 2 ヶ国
外国人の投票運動が禁止されている国 合計 5 ヶ国	選挙運動についても同様の規制あり	エクアドル、カザフスタン、韓国、ベラルーシ、ロシア 合計 5 ヶ国
未成年者の投票運動が禁止されている国 合計 3 ヶ国	選挙運動についても同様の規制あり	エクアドル、韓国、ロシア 合計 3 ヶ国
党员となる資格のない者(公務員、公民権停止中の者等)の投票運動が禁止されている国 合計 1 ヶ国	選挙運動についても同様の規制あり	韓国 合計 1 ヶ国

7 国民投票運動規制

7.3.2 マスコミが主体となる投票運動に関する規制（有効回答数 15ヶ国）

規制なし	ウルグアイ、エジプト、カザフスタン、グアテマラ、パラオ、マーシャル 合計6ヶ国	
規制あり	国営のテレビ・ラジオ局については、国民投票に関して、賛成ないしは反対の一方に偏重しない、公平な報道を行うことが義務づけられている。	アイルランド、パナマ
	放送事業者による投票の指示の禁止、投票の選好の表明の禁止。賛成派・反対派への均等な機会提供。	イタリア
	国民投票期間（投票の告示日から投票終了時までの期間）において、国民投票に関し、有権者の判断を誤らせ、又はだますいかなるものも印刷、出版、配布をし、又はさせてはならない。 ⁽¹⁾	オーストラリア
	テレビ・ラジオに関しては、中立的報道を行うことが要請されている。一方、新聞・雑誌については、賛成・反対いずれかに偏った報道を行っても構わない。	スイス
	テレビ・ラジオによる商業宣伝の利用の禁止。	フランス
	国民投票前の10日間は、投票にかけられる問題、憲法改正案についての賛成・反対アンケートの結果を報道することは禁じられている。	ベラルーシ
	マスコミを通じて行われる選挙に関する世論調査の発表は、選挙実施日以前の最終日曜日以降禁止される。	ペルー
	マスメディア関係者は、職業活動の中で国民投票運動を行ってはならない。	ロシア
	合計9ヶ国	

(1) 規制対象はマスコミに限定されない。

7.3.3 議会による広報活動（有効回答数 17ヶ国）

規定・実績がある国	<ul style="list-style-type: none"> ・スイス（各有権者に配布される小冊子の中に、国民投票案件に対する連邦内閣および連邦議会の立場を記載することとなり、この立場表明以上の広報活動を議会として行うことはない。ただし、議員個人は、小冊子とは別に、自らの考えにより、賛成キャンペーンをはることも、反対の立場を主張することも可能） ・セルビア（議会は、官報を通じた公告、国営放送機関による広報活動を行うことができる） ・アルバニア（議会事務総長が、国民投票に付される条文案を発行部数上位3位の新聞に掲載） <p style="text-align: right;">合計3ヶ国</p>
規定・実績がない国	アイルランド、イタリア、ウガンダ、ウルグアイ、エジプト、カザフスタン、韓国、グアテマラ、スリランカ、パラグアイ、ポーランド、マーシャル、ロシア 合計13ヶ国
規制されている国	ペルー（公示の後、国家がマスコミや公共機関を通じて一部の政治勢力に有利もしくは不利な政治宣伝活動を行うことは禁止される） 合計1ヶ国

7.4 国民投票運動の方法(有効回答数 28ヶ国)

7.4.1 ビラの配布・ポスターの掲示

a:規制のある国

合計 13ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】選挙運動
イエメン	ポスター貼付の場所・時間の制限	同左
イタリア	投票日前日以降は、新たなポスター・壁新聞等の貼付の禁止	同左
オーストラリア	ビラ、パンフレット、ポスターについては、作成者の氏名・住所を記載	不明
カザフスタン	印刷物に関する規制	同左
韓国	賛否意見を記載した小型印刷物の頒布(部数制限はない)以外禁止	・小型印刷物につき配布数の制限 ・脱法文書図画の配布・掲示等の禁止
ザンビア	パンフレット等については、作成者等の氏名・住所を記載	規制なし
スリランカ	広告、ビラ、プラカード、ポスターを印刷、発行、配布する全ての者は、発行者の氏名・住所を記載	同左
パナマ	公共の施設等への広告貼付禁止	同左
パラグアイ	公共の施設等への看板・ポスター掲示の制限	同左
フランス	・掲示物に関する規制 ・運動資格付与団体へのポスター掲示板の割り当て	不明
ペルー	投票当日及びその前後1日における、旗・記章・その他シンボルの使用の禁止	同左
ポーランド	・作成者の氏名の明示 ・公共の施設等での掲示の禁止 ・虚偽内容の記載の禁止	同左
モロッコ	・指定場所以外のポスター掲示の禁止 ・ポスターの色の制限	同左

b:規制のない国

合計 15ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】選挙運動
ウズベキスタン、エストニア、スイス、リトアニア	規制なし	不明
アイルランド、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、グアテマラ、コロンビア、スペイン、ベラルーシ、マーシャル、ロシア	規制なし	同左
トルコ	規制なし	・トルコ国旗及び宗教的シンボルの掲載禁止 ・トルコ語以外の使用禁止 ・投票前日の18:00以降のビラ配布禁止

7 国民投票運動規制

7.4.2 集会・演説会の開催

a: 規制のある国

合計 7 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
イタリア	投票日の前日から、公共の場所での演説会、政治集会の開催の禁止	同左
カザフスタン	集会に関する規制	同左
韓国	・演説会の回数制限 ・公共施設等における演説禁止 ・各種集会等の制限 ・夜間演説の禁止	同左
ザンビア	集会の事前届出	演説会・集会における騒動・暴動の禁止
フランス	集会に関する規制	不明
ペルー	公共施設等における集会・演説の禁止	同左
モロッコ	公共の場における集会の規制	同左

b: 規制のない国

合計 21 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
アイルランド、イエメン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、エストニア、グアテマラ、コロンビア、スペイン、スリランカ、パナマ、パラグアイ、ベラルーシ、ポーランド、マーシャル、ロシア	規制なし	同左
トルコ	規制なし	街頭演説の制限、公共施設における集会・演説会の禁止
ウズベキスタン、オーストラリア、スイス、リトアニア	規制なし	不明

7.4.3 テレビ・ラジオを用いた投票運動

a:規制のある国

合計 12 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
イタリア	届出義務	同左
エクアドル	マスメディアを通じた運動の規制	同左
カザフスタン	マスメディアを通じた運動の規制	同左
韓国	・回数・時間制限 ・虚偽放送等の禁止	・回数・時間制限 ・経歴放送 ・虚偽報道の禁止
コロンビア	ラジオ放送の時間制限	同左
スイス	中立的報道	不明
スペイン	国営報道機関の無料利用	同左
スリランカ	時間制限	同左
トルコ	回数・時間制限	同左
パラグアイ	回数・時間制限	同左
フランス	運動資格付与団体へのテレビ・ラジオ放送枠の割り当て	不明
ポーランド	利用を一定の団体に限定	・時間制限 ・有料宣伝の際のスポンサー明示

b:規制のない国

合計 16 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
アイルランド、イエメン、ウルグアイ、エジプト、エストニア、グアテマラ、パナマ、ベラルーシ、マーシャル、モロッコ、リトアニア、ロシア	規制なし	同左
ザンビア	規制なし	選挙結果に影響を与える外国からの放送の禁止
ペルー	規制なし	放送時間の割当て
ウズベキスタン、オーストラリア	規制なし	不明

7 国民投票運動規制

7.4.4 新聞・雑誌を用いた投票運動

a: 規制のある国

合計 8 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
イタリア	均等な意見広告の機会の確保	同左
エクアドル	マスメディアの使用の規制	同左
オーストラリア	・有権者の判断を誤らせ又はだます印刷物、出版物に対する規制 ・広告における責任者氏名等の記載	不明
カザフスタン	マスメディア・印刷物に対する規制	同左
韓国	不法利用の禁止	・新聞広告の回数制限 ・不法利用の禁止
コロンビア	国民投票運動主体による広報を無償あるいは低額で公平に引き受ける義務	不明
スペイン	国営報道機関の無料利用	同左
パラグアイ	広告の寸法規制	同左

b: 規制のない国

合計 20 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
アイルランド、イエメン、ウルグアイ、エジプト、エストニア、グアテマラ、ザンビア、スイス、スリランカ、トルコ、パナマ、ベラルーシ、ペルー、ポーランド、マーシャル、モロッコ、ロシア	規制なし	同左
ウズベキスタン、フランス、リトアニア	規制なし	不明

7.4.5 世論調査の実施

a: 規制のある国

合計 2 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
イタリア	投票所前での投票人に対する調査の禁止	同左
ポーランド	国民投票運動の終了から投票終了までの間、投票率等に関する世論調査の発表は禁止	運動期間内の選挙に関する世論調査の結果発表の禁止

b: 規制のない国

合計 26 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
アイルランド、イエメン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、エストニア、カザフスタン、グアテマラ、コロンビア、ザンビア、スペイン、スリランカ、トルコ、パナマ、パラグアイ、ベラルーシ、ペルー、マーシャル、モロッコ、ロシア	規制なし	同左
韓国	規制なし	選挙期間開始日から選挙日の投票締切時間まで、世論調査の結果の公表禁止
ウズベキスタン、オーストラリア、スイス、フランス、リトアニア	規制なし	不明

7.4.6 投票所周辺での運動規制

a:規制のある国

合計 2 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
イタリア	投票日の、投票所前での広報活動、投票所前での投票者に対する調査の禁止	同左
オーストラリア	投票日に、投票所の入り口又は6メートル以内の場所において、賛成又は反対の投票の勧誘、棄権の勧誘、署名等の禁止	不明

b:規制のない国

合計 26 ヶ国

国名	国民投票運動	【参考】 選挙運動
アイルランド、イエメン、ウルグアイ、エクアドル、エジプト、エストニア、カザフスタン、韓国、グアテマラ、コロンビア、ザンビア、スペイン、スリランカ、トルコ、パナマ、パラグアイ、ベラルーシ、ペルー、ポーランド、マーシャル、モロッコ、ロシア	規制なし	同左
ウズベキスタン、スイス、フランス、リトアニア	規制なし	不明

7.4.7 戸別訪問

戸別訪問を禁止しているのは、韓国のみである。

【参考】 韓国では、選挙運動においても戸別訪問は禁止されている。

7 国民投票運動規制

7.5 政治活動規制との関係(有効回答数 17ヶ国)

国民投票実施に伴う政治活動規制	あり	ウルグアイ、エクアドル、韓国、パナマ、パラグアイ、ペルー、モロッコ 合計7ヶ国 *いずれの国においても、選挙が実施される場合にも政治活動は規制される。
	なし	アイルランド、イタリア、エジプト、カザフスタン、スーダン、スリランカ、セルビア、トルコ、マーシャル、ロシア 合計10ヶ国 *いずれの国においても、選挙が実施される場合にも政治活動は規制されない。

7.6 選挙と国民投票が同時に実施された場合の規制(有効回答数 9ヶ国)

選挙運動に関する規制が国民投票に及ぶことはない。	アイルランド
一方の規制が他方に影響することは考えられるが、国民投票と国政選挙が同時に行われたことはなく、具体的問題が生じたことはない。	エクアドル
該当規定なし。ただし、選挙実施の際の一般的な禁止又は規制事項として、治安維持、社会の安寧維持、一定額以内の運動資金等の規定が存在し、これ以外の具体的内容は各選挙ごとの内務大臣の決定によるものとされている。	エジプト
規定なし。前例も無し。	カザフスタン
国民投票運動は国民投票法が定める方法でのみ認められていることから、国民投票運動が選挙運動に及んだとしても、それが国民投票法に従って行われる限り、禁止されない。	韓国
規定はないが、82年12月に実施された第1回国民投票の選挙期間は同年10月の大統領選挙に伴う緊急事態令が布かれており、行動の自由等が一部制限された。	スリランカ
規定なし。	ベラルーシ
当国においては、選挙過程の一つとして国民投票は選挙法に記載されているところ(選挙法6条)、同法には選挙運動に関する規定は記載されているが、国民投票運動に関する言及はない。従って、選挙運動に関する規定は国民投票運動にも適用されると解される。なお、現行憲法下において、国民投票は一度も行われていないため、前例は無い。	ペルー
国民投票法と上下両院選挙法は別個のものであり、国民投票法で後者の適用が定められていない限り、国民投票と選挙運動の規制は別のものである。なお、実体的には、両法律の運動規制部分は相当共通している。	ポーランド